

西脇市地域クラブの認定に関する規程 新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
西脇市地域クラブの認定に関する規程		西脇市地域クラブの認定に関する規程	
(有効期間)		(有効期間)	
第4条 認定の有効期間は、認定をした日から認定をした日の属する年度の翌々年度（認定の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度）の3月末日までとする。		第4条 認定の有効期間は、認定をした日から認定をした日の属する年度の~~~~~ ~~~~~ ~~~~~3月末日までとする。	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区 分	要 件	区 分	要 件
活動方針等	1 略	活動方針等	1 略
	2 略		2 略
	3 活動時間及び休養日を部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月スポーツ庁・文化庁策定）に定める基準の範囲内とすること。		3 活動時間及び休養日を学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁策定）に定める基準の範囲内とすること。
	4 略		4 略